

中央政府による新型コロナウイルス肺炎流行への対応支援優遇政策のまとめ



上海市世民律師事務所

2020年4月

パートナー 鄭于鈴
律師 王佳穎

本内容についてのご質問等は右記メールアドレスまでご連絡ください：info@shiminlaw.com。

本資料の著作権は、上海市世民律師事務所の所有に属します。無断で引用、改変、転写又はコピーすることを禁じます。

本資料は法律法規の内容を理解するために作成されたものであり、法律法規の解釈、説明及び解説等を含みません。

第一部 税徴収優遇/財政補助政策 (2020年3月31日まで)

番号	優遇政策	文書名	対象企業/従業員
1	2020年1月1日から、感染症流行予防・コントロールにかかわる重点保障物資の生産企業に対し、新たに増加した通常は繰越税額となる増徴税が全額直接還付される。優遇政策の適用期限は、感染症流行状況を考慮し別途公告される。		感染症流行予防・コントロール重点保障物資生産企業（企業のリストは省級以上の発展改革部門、工業・情報化部門が確定）
2	2020年1月1日から、感染症流行予防・コントロールにかかわる重点保障物資の運送により取得した収入について、増徴税を免除する。優遇政策の適用期限は、感染症流行状況を考慮し別途公告される。	「新型コロナウイルス感染の肺炎感染症流行予防・コントロール支援に関する財政部、税務総局の公告」（2020年第8号） 「新型コロナウイルス感染の肺炎感染症流行予防・コントロール支援に関する租税徴収管理事項に関する国家税務総局の公告」（2020年第4号）	感染症流行予防重点保障物資輸送サービスを提供する納税者（物資分類の詳細は国家発展改革委員会感染症流行予防重点保障物資リストを参照）
3	2020年1月1日から、生産能力拡大のため新たに購入した関連設備について、企業所得税引き前に一括で損金算入することを許可する。優遇政策の適用期限は、感染症流行状況を考慮し別途公告される。		感染症流行予防・コントロール重点保障物資生産企業（企業のリストは省級以上の発展改革部門、工業・情報化部門が確定）
4	2020年1月1日から、感染症流行の影響が比較的大きく困難に直面している業種の企業について、2020年度に発生した欠損の繰り延べ期限を最長8年まで延長する。		感染症流行により受けた影響が比較的大きく困難に直面する業種の企業（困難に直面する業種には、交通輸送、飲食、宿泊、旅行の四大分類が含まれる）
5	2020年1月1日から、公共交通輸送サービス、生活サービスの提供及び居住者向けに必要な生活物資速達便の集荷・配達サービスの提供により取得した収入に対し増徴税を免除する。優遇政策の適用期限は、感染症流行状況を考慮し別途公告される。	「新型コロナウイルス感染の肺炎感染症流行予防・コントロール支援に関する租税政策に関する財政部、税務総局の公告」（2020年第8号） 「新型コロナウイルス感染の肺炎感染症流行予防・コントロール支援に関する租税徴収管理事項に関する国家税務総局の公告」（2020年第4号） 「営業税から増徴税への徴収変更試行を全面的に推進することに関する財政部、国家税務総局の通知」（財税〔2016〕36号）	公共交通輸送サービス、生活サービス及び居住者向けに必要な生活物資の速達便の集荷・配達サービスを提供する納税者
6	衛生健康主管部門が輸入を手配し感染症流行の予防・コントロールに直接使用される物資に対し、関税を免除する（2020年1月1日から2020年3月31日まで）。	「新型コロナウイルス感染の肺炎感染症流行予防・コントロールに係る輸入物資免税政策に関する財政部、税関総署、税務総局の公告」（2020年第6号）	衛生健康主管部門が輸入を手配し感染症流行予防・コントロールに直接使用される物資

番号	優遇政策	文書名	対象企業/従業員
7	2020年1月1日から2020年3月31日まで、免税輸入寄付物資の範囲を拡大。感染症流行の予防・コントロールに使用する輸入物資について、輸入関税及び輸入段階での増値税、消費税を免除する。	「新型コロナウイルス感染の肺炎感染症流行予防・コントロールに係る輸入物資免税政策に関する財政部、税関総署、税務総局の公告」(2020年第6号)	感染症予防・コントロールのため物資を輸入する国内関係政府部門、企業単位・事業単位、社会团体、個人及び訪中又は在中の外国公民が国外又は税関特殊監督管理区域から輸入し、かつ、直接寄贈する場合。国内加工貿易企業が寄贈する場合
8	2020年1月1日から、感染症流行に対応して寄付される現金及び物品について、企業所得税を全額損金算入することが許可される。優遇政策の適用期限は、感染症流行状況を考慮し別途公告される。	「新型コロナウイルス感染の肺炎感染症流行予防・コントロール支援に係る寄贈租税徴収政策に関する財政部、税務総局の公告」(2020年第9号)	公益性社会組織又は県級以上の人民政府及びその部門等の国家機関を通じて新型コロナウイルス感染の感染症流行の対応に対して寄付を行った企業
9	2020年1月1日から、感染症流行予防・治療任務を引き受ける病院に対し、新型コロナウイルス感染症による肺炎流行の対応に使用する物品を直接寄付する場合、企業所得税を全額損金算入することが許可される。	「新型コロナウイルス感染の肺炎感染症流行予防・コントロール支援に係る租税徴収管理事項に関する国家税務総局の公告」(2020年第4号)	感染症流行予防・治療任務を引き受ける病院に、新型コロナウイルス感染の肺炎感染症対応に用いる物品を直接寄付する企業
10	2020年1月1日から、感染症流行に対応して貨物を無償で寄付する単位に対して、増値税、消費税、都市維持・保護建設税、教育付加税、地方教育付加税を免除する。優遇政策の適用期限は、感染症流行状況を考慮し別途公告される。		感染症流行対応貨物を無償で寄付する単位
11	一部の製品について、輸出税還付率を引き上げる。	「一部製品の輸出税還付率の引上げに関する財政部、税務総局の公告」(2020年第15号)	セラミック製衛生器具等1,084項目の製品について輸出税還付率を13%に引き上げ、植物成長調整剤等380項目の製品について輸出税還付率を9%に引き上げる。具体的な製品リストは当該公告の添付資料を参照。

番号	優遇政策	文書名	対象企業/従業員
12	<p>小規模納税者に対する増値税の段階的減免 具体的な内容：</p> <p>1.2020年3月1日から5月31日まで、湖北省の増値税小規模納税者に対し、3%の徴収率を適用する課税販売収入について、増値税を免除する。3%の予定徴収率を適用する増値税予納項目については、増値税の予納を一時的に停止する。</p> <p>2.2020年3月1日から5月31日まで、湖北省を除くその他の省、自治区、直轄市の増値税小規模納税者に対し、3%の徴収率を適用する課税販売収入について、徴収率を1%に減税して増値税を徴収する。次の公式に従い売上を計算：売上=税込み売上/(1+1%)。3%の予定徴収率を適用する増値税予納項目については、徴収率を1%に減税して予納される増値税を徴収する。</p>	<p>「個人工商業者の業務再開・事業再開支持に係る増値税政策に関する財政部、税務総局の公告」（2020年第13号）</p> <p>「個人工商業者の業務再開・事業再開等の支持に係る租税徴収管理事項に関する国家税務総局の公告（2020年第5号）」</p>	増値税小規模納税者
13	<p>2020年1月1日から2022年12月31日まで、物流企業が自社保有（自社使用又は賃貸を含む）又は賃借する大口商品の倉庫・貯蔵施設用地について、該当する土地等級に適用される税額標準から50%減額して都市・鎮土地使用税を計算し徴収する。</p> <p>※当該公告にいう大口商品の倉庫施設とは、同一の倉庫施設の占める面積が6000平方メートル以上、かつ、主に食糧、綿花、搾油原料、糖料作物、野菜、果物、肉類、水産物、化学肥料、農薬、種子及び飼料等の農産物並びに農業生産手段、並びに石炭、コークス、鉱、非金属鉱産物、原油、石油精製品、化学工業原料、木材、ゴム、紙パルプ及び紙製品、鋼材、セメント、非鉄金属、建材、プラスチック、紡績原料等の鉱産物並びに工業原料を保管する倉庫施設をいう。</p>	「物流企業の大口径商品倉庫・貯蔵施設の用地に係る都市・鎮土地使用税優遇政策の実施継続に関する財政部、税務総局の通知」（2020年第16号）」	物流企業が自社所有（自社使用又は賃貸を含む）又は賃借する大口商品倉庫・貯蔵施設用地

番号	優遇政策	文書名	対象企業/従業員
14	<p>2020年2月1日から6月30日まで、企業の電気使用コストを段階的に引き下げる。</p> <p>具体的な内容：</p> <p>1.正常な操業、業務再開ができない企業に対し、容量（需要）電力による電気料金計算方式を緩和し、周期及び減容（一時停止）期間を変更する。電力使用者は、即日減容、一時停止、減容回復、及び回復一時停止の申請が可能。変更を申請する使用者は、「電力使用の一時停止は15日を下回ってはならない」等の条件の制限を受けず、容量（需要）電力の電気料金が減免される。感染症の流行発生以降操業停止又は生産停止している企業に対しては、減免期間を遡って適用できる。</p> <p>2.感染症流行の予防・コントロールを満足に行うため生産能力を拡大する必要がある企業に対しては、当初契約に従い最大需要電力方式を選択し需要電力の料金を納付していた場合、実際の最大容量が契約における最大需要電力の制限を受けず、超過部分については実情に従い計算・徴収する。</p> <p>3.感染症流行の予防・コントロールのため直接サービスを提供する医療等施設の新設・拡大建設に使用する電力需要については、高信頼性電気供給費用等の免除措置を講じ、運営コストを引き下げる。</p> <p>4.エネルギー消費の多い業種の使用者を除き、送電企業が電力使用者（市場取引に参加済みの使用者を含む）から電気料金を徴収する際は、統一して使用者の本来の電気料金（電力会社の収入+政府の代理にて収受する費用）の95%に従い精算する。</p>	<p>「感染症流行予防・コントロール期間における二部制電気料金支援政策採用に係る企業の電気使用コスト引下げに関する国家発展改革委員会弁公庁の通知」（発改弁価格〔2020〕110号）</p> <p>「企業の電気使用コスト段階的引下げに係る企業の業務再開・生産再開支援に関する通知」（発改価格〔2020〕258号）</p>	優遇政策を参照

第二部 社会保険及び積立金政策（2020年3月31日まで）

番号	優遇政策	文書名	対象企業/従業員
15	<p>企業の養老、失業、労働災害保険の企業負担部分を段階的に減免する。</p> <p>具体的な内容：</p> <p>1.2020年2月から、湖北省は各種の社会保険参加企業（機関事業単位を除く）の3項目の社会保険の企業負担部分の徴収を免除できる。免除期間は5ヶ月を超えない。</p> <p>2.2020年2月から、各省、自治区、直轄市（湖北省を除く）及び新疆生産建設兵団（以下、「省」と総称する。）は、感染症流行の影響状況及び基金の受入れ能力に基づき、中小零細企業の3項目の社会保険企業負担部分の徴収を免除できる。免除期間は5ヶ月を超えない。大企業等その他社会保険参加企業（機関事業単位を含まない）については、3項目の社会保険の企業負担部分について半額に引き下げ徴収できる。減額徴収期間は3ヶ月を超えない。</p> <p>3.感染症流行の影響を受け生産経営に深刻な困難が発生した企業については、社会保険料の納付猶予を申請できる。納付猶予期間は原則6ヶ月を超えない。納付猶予期間は延滞金の徴収を免除する。</p>	<p>「企業の社会保険料を段階的に減免することに関する人的資源社会保障部、財政部、税務総局の通知」（人社部発〔2020〕11号）</p> <p>「企業の社会保険料を段階的に減免することに係る政策を徹底・具体化することに関する国家税務総局の通知」（税総函〔2020〕33号）</p>	<p>機関事業単位を除く基本養老保険、失業保険、労働災害保険加入単位</p>
16	<p>従業員の基本医療保険の企業負担部分を段階的に減額徴収する。</p> <p>具体的な内容：</p> <p>2020年2月から、各地が基金収支の中長期バランスを確保する前提において、従業員の医療保険の企業負担部分について半額に減額して徴収を実行する。減額徴収期間は5ヶ月を超えない。</p> <p>原則上、統一基金の累計決算後残高からの支払い可能月数が6ヶ月を上回る統一地区は、減額徴収を実施できる。支払い可能月数が6ヶ月を下回るが、減額徴収が確かに必要な統一地区は、各省が指導し統一して検討し手配する。</p>	<p>「従業員の基本医療保険料を段階的に減免して徴収することに関する国家医療保障局、財政部、税務総局の指導意見」（医保発〔2020〕6号）</p> <p>「企業の社会保険料を段階的に減免することに係る政策を徹底・具体化することに関する国家税務総局の通知」（税総函〔2020〕33号）</p>	<p>基本医療保険加入単位</p>

番号	優遇政策	文書名	対象企業/従業員
17	<p>2020年6月30日までに住宅積立金の納付猶予を申請</p> <p>具体的な内容：</p> <p>1.新型コロナウイルス感染症流行の影響を受ける企業は、2020年6月30日までに住宅積立金の納付猶予を申請可能。</p> <p>2.新型コロナウイルス感染症流行の影響を受ける従業員が2020年6月30日まで住宅積立金ローンを正常に返済できない場合、期間徒過の処理を行わず、期間を徒過したとして記録せず信用調査部門への報告を行わない。既に報告された場合は調整する。家賃の支払いに大きな負担がかかる従業員に対しては、借家に係る住宅積立金受取限度額を合理的に引き上げ、受取期間を柔軟に手配する。</p> <p>3.新型コロナウイルスの流行が深刻及び比較的深刻だと認定された地区について、企業は従業員と十分に協議するという前提の下、2020年6月30日までに住宅積立金を任意で納付することができる。継続して納付する場合、納付比率を自主的に確定する。納付を停止する場合、納付停止期間中は納付期間を連続して計算し、従業員の住宅積立金の正常な受取及び住宅積立金ローンの申請に影響しない。</p>	<p>「新型コロナウイルスに適切に対応して住宅積立金の段階的支援政策を実施することに関する住宅及び都市・農村建設部、財政部、中国人民銀行の通知」(建金〔2020〕23号)</p>	<p>感染症流行の影響を受ける企業及び従業員</p>
18	<p>失業保険の就業安定補助金の返還力を増大</p> <p>具体的な内容：</p> <p>1.中小零細企業の失業保険の就業安定補助金返還政策に係るリストラ率標準について、前年度の統括地区の都市部登録失業率を上回らないという数値基準から、前年度の全国都市部調査失業率の抑制目標まで緩和する。社会保険加入従業員が30人以下の企業については、リストラ率を企業の総従業員数の20%を超えない部分までに緩和する。</p> <p>2.湖北等の重点地区では、実情を考慮し感染症流行の影響を受けた全ての企業の就業安定補助金返還政策に係るリストラ率標準を、前年度の全国の都市部調査失業率抑制目標まで緩和する。</p> <p>3.具体的な実施方法は、関連省級人民政府が確定する。</p>	<p>人的資源社会保障、教育部、財政部、交通運輸部、国家衛生健康委員会「感染症流行予防・コントロール機関における就業関係業務に関する通知」(人社部明電〔2020〕2号)</p>	<p>中小零細企業 重点地区で感染症流行の影響を受けた企業</p>

第三部 金融優遇政策（2020年3月31日まで）

番号	優遇政策	文書名	対象企業/従業員
19	<p>特別貸出支援を通じ、金融機関による貸付支援力を強化</p> <p>具体的な内容：</p> <p>人民銀行は関連する全国的な銀行及び感染症流行予防・コントロール重点地区の地方法人銀行に対し特別貸出しを行い、リスト内の企業に対する優遇貸付の実施を支援する。毎月の特別貸出金利は、前月の一年物融資市場の最優遇貸出金利（LPR）から 250 ベーシスポイント引き下げる。特別貸出期間は 1 年。金融機関は、関連企業に対し優遇金利での融資支援を行う。貸出金利上限は、貸付時の直近で公布された一年物 LPR から 100 ベーシスポイント引き下げる。</p>	<p>「感染症流行予防・コントロールによる阻止戦に勝利して感染症流行予防・コントロール重点保障企業の資金支援をすることに関する財政部、国家発展改革委員会、工業情報化部、中国人民銀行、監査署の緊急通知（財金〔2020〕5号）</p> <p>「利息補助資金の交付を加速して感染症流行予防・コントロール重点保障企業の資金支援を強化することに関する財政部弁公庁の補足通知」（財弁金〔2020〕13号）</p>	<p>感染症流行予防・コントロール重点保障企業</p> <p>（発展改革委員会、工業情報化部門が感染症流行予防・コントロール重点保障企業の全国版及び地方版を發布）</p>
20	<p>中央財政が利子補助資金を手配し、企業の融資コスト引き下げを支援</p> <p>具体的な内容：</p> <p>人民銀行の特別貸出支援を受ける企業に対し、中央財政による利子補助支援を行う。人民銀行の特別貸出により金融機関を支援し金融機関が優遇金利での貸付支援を提供することを踏まえ、中央財政が企業の実際に得る貸付金利の 50%に従い利子の補助を行う。補助期間は 1 年を超えない。</p>	<p>「感染症流行予防・コントロールによる阻止戦に勝利して感染症流行予防・コントロール重点保障企業の資金支援をすることに関する財政部、国家発展改革委員会、工業情報化部、中国人民銀行、監査署の緊急通知（財金〔2020〕5号）</p> <p>「利子補助資金の交付を加速して感染症流行予防・コントロール重点保障企業の資金支援を強化することに関する財政部弁公庁の補足通知」（財弁金〔2020〕13号）</p>	<p>人民銀行による特別貸出支援を享受する感染症流行予防・コントロール重点保障企業</p>
21	<p>企業に対し差別化した優遇金融サービスを提供。</p> <p>具体的な内容：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.感染症流行の影響が比較的大きい卸・小売、宿泊・飲食、物流・運輸送、文化・旅行等の業種、及び発展・将来性があるが感染症流行の影響を受け一時的な困難に遭遇している企業、特に零細企業に対し、盲目的に貸し剥がし、融資停止又は融資を遅らせてはならない。 2.感染症流行の影響が深刻な企業が期限到来時に返済が困難な場合、延期又は融資を継続できる。 3.貸出金利の適切な下方調整、無担保貸付及び中長期貸付の増加等の方式を通じ、関連する企業が感染症災害の影響に打ち勝つよう支援する。 4.各級の政府融資に係る担保・再担保機関は、再保証要求を取り消し、担保及び再担保費用を低下させなければならない。 5.感染症流行の影響が深刻な地区の融資に係る担保・再担保機構に対し、国家融資担保基金は収受する再担保費用を半減させる。 	<p>「新型コロナウイルス肺炎感染症流行の予防・コントロールの金融支援を更に強化することに関する中国人民銀行、財政部、中国銀行保険監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局の通知」（銀發〔2020〕29号）</p> <p>「金融強化サービスにより新型コロナウイルス肺炎感染症流行の予防・コントロール業務を適切に行うことの支援に関する財政部の通知」（財金〔2020〕3号）</p>	<p>感染症流行の影響を受ける企業、特に感染症流行重点保障企業、感染症流行の影響が大きい零細企業</p>

番号	優遇政策	文書名	対象企業/従業員
22	<p>中小企業に対する財政支援を強化し、中央の感染症流行予防・コントロール重点保障企業リストに記載される現地中小企業が政策の規定に従い利息補助及び税徴収の優遇を申請することに協力する。中央の貸付利息補助を踏まえ、地方財政がさらなる支持を行うよう奨励する。</p>		<p>感染症流行重点保障企業リストにある中小企業</p>
23	<p>中小企業に対する金融支援を強化。 具体的な内容： 1.貸出金利を適切に下方調整し、無担保貸付及び中長期貸付を増加させ、盲目的に貸し剥がし、融資停止又は融資を遅らせてはならず、期限到来時に返済が困難な企業に対しては、期間延長又は融資を継続できる。 2.緊急に借換え料率を引き下げ、感染症の影響が比較的大きい企業のため緊急の借換え資金を支援する。 3.再保証要求を取り消し、担保及び再担保料率を引き下げる。返済能力を確かに欠く小型零細企業に対しては、当該企業に融資・担保サービスを提供する各級政府融資担保機関が遅滞なく代理弁済義務を履行し、感染症の影響状況をみて求償期限を適切に延長しなければならない。消込条件に適合する場合、規定に従い代理弁済の損失を消し込む。 4.サプライチェーンの金融、商業ファクタリング、売掛金質権・抵当権、知的財産質権等の融資方式を運用して中小企業に対する融資供給を拡大し、感染症流行期間の中小零細企業に適合する融資商品をできる限り早く開発する。 5.持分投資及びサービス促進を加速させ、中小企業のイノベーション支援を強化する。</p>	<p>「新型コロナウイルス肺炎感染症流行の予防・コントロールの金融支援を更に強化することに関する中国人民銀行、財政部、中国銀行保険監督管理委員会、中国证券監督管理委員会、国家外貨管理局の通知」（銀發〔2020〕29号） 「新型コロナウイルス肺炎感染症流行に対応し中小企業の業務再開・生産再開を支援して困難を共に乗り越えることに関する業務に関する工業情報化部の通知」（工信明電〔2020〕14号）</p>	<p>中小企業</p>
24	<p>感染症の影響を受けた企業の創業担保貸付の利子補助に対する支援力を増大し、感染症の影響を受け一時的に収入源を失った零細企業の創業担保貸付申請時に、地方の各級財政部門は関係各所と共同で優先的に支援する。</p>	<p>「金融強化サービスにより新型コロナウイルス肺炎感染症流行の予防・コントロール業務を適切に行うことの支援に関する財政部の通知」（財金〔2020〕3号）</p>	<p>感染症流行の影響を受ける小型零細企業</p>
25	<p>返済能力を確かに欠く零細企業に対し、それに融資・担保サービスを提供するための各級政府融資担保機関が遅滞なく代理弁済義務を履行し、感染症の影響状況をみて求償期限を適切に延長しなければならない。消込条件に適合する場合、規定に従い代理弁済の損失を消し込む。</p>	<p>「金融強化サービスにより新型コロナウイルス肺炎感染症流行の予防・コントロール業務を適切に行うことの支援に関する財政部の通知」（財金〔2020〕3号）</p>	<p>返済能力が確実に欠ける小型零細企業</p>

番号	優遇政策	文書名	対象企業/従業員
26	<p>元本利息返済の一時的な延期</p> <p>具体的な内容：</p> <p>1.貸付期限が到来した元本の手配に関して。困難に直面する中小零細企業の 2020 年 1 月 25 日以降に期限が到来した貸付元金について、貸付期間延長、継続融資等の方法を通じ、企業に一定期間の臨時的な元金返済期間延長を手配する。元本返済日は最長 2020 年 6 月 30 日まで延長可能。感染症の影響が深刻又は回復周期が比較的長く将来性が良好な少数の中小零細企業に対しては、実情及び企業との協議に基づき別途期間延長の手配を確定する。</p> <p>2.貸付利息返済の手配に関して。2020 年 1 月 25 日から 6 月 30 日まで中小零細企業が支払わなければならない貸付利息について、企業に一定期間の利息支払い延期を手配する。貸付利息支払日は最長 2020 年 6 月 30 日まで延長可能で、遅延利息を免除する。</p> <p>3.上記の元本利息返済が一時的に延長された貸付について、銀行業・金融機関は実質的なリスク判断を堅持し、感染症流行によらず貸付リスク分類を下方調整せず、また企業の信用記録に影響させない。</p>	<p>「中小零細企業への貸付に対する元本利息返済の一時的延期実施に関する中国銀行保険監督管理委員会、中国人民銀行、国家発展改革委員会、工業情報化部、財政部の通知」（銀保監発〔2020〕6号）</p>	<p>流動性の面で一時的に困難に陥った中小零細企業の貸付</p>